



災害の発生に備えて 「個別避難計画」を作成しましょう



昨今多発する自然災害により、全国的に高齢者などの被災が多く発生している中、災害時に自力での避難ができない方の安全を確保するために、令和3年5月に災害対策基本法が改正されました。

八王子市では、この法律に基づいて、高齢者や障害者の方など災害時に自力で避難することが難しい方(避難行動要支援者と言います。)の避難を支援するため、「個別避難計画」の作成を進めています。

～ 「個別避難計画」作成の対象になる方 ～

八王子市では、避難行動要支援者名簿(裏面参照)に掲載されており、以下の①～③を満たす方などを対象に個別避難計画の作成を進めています。

- ① 要介護^{※1}3以上の認定を受けており、施設入所していない方
- ② ハザードエリア(浸水想定区域^{※2}、土砂災害警戒区域等)にお住いの方
- ③ 個別避難計画の作成に同意をする方

このお手紙は、上記①、②を満たしている方に送付しています。

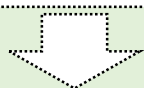
※1 要介護度については、令和5年4月を基準日としています。

※2 0.5m以上の浸水が想定されるエリア

～ 「個別避難計画」作成の流れ ～

同封した同意書の同意欄(□同意します。□～同意しません。)に✓と署名等をご記入いただき、返信用封筒で市へご返送ください。個別避難計画の作成に同意いただいた場合、市が指定する担当のケアマネージャー等が計画作成者となり、状況をお伺いした上で個別避難計画を作成します。

同封された同意書を市に返送
(令和5年7月14日(金)までにご返送ください)



担当ケアマネージャー等がご自宅を訪問し個別避難計画を作成
(令和5年8月以降)

裏面もご覧ください。

Q 個別避難計画を作成するとどうなるの？

A 個別避難計画を作成しておけば、災害が発生した際に、どう行動すればよいのかを計画作成を通じて事前に確認しておくことができます。



また、実際に避難が必要な災害が発生した際には、避難支援等関係者により安否確認などの避難支援がなされます。

※ただし、個別避難計画の作成によって災害時の避難支援が必ず保証されるものではありません。

Q 個別避難計画は誰が作成するの？

A 今回、対象となる方の個別避難計画は、原則として担当ケアマネジャーが作成します。万が一、担当ケアマネジャーが作成することに不都合がある場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

Q 避難行動要支援者名簿とは？

A 避難行動要支援者名簿は、高齢者や障害者の方など、災害時に自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）の避難支援等を目的として、市において作成している名簿です。個別避難計画は、この名簿の中で、市で定めた要件に該当する方を対象に作成します。

Q 個人情報の取り扱いはどうなるの？

A あなたが個別避難計画の作成等に同意をした場合、平常時から避難支援等関係者に、必要な限度で、あなたの個別避難計画等の情報を提供します。なお、避難支援等関係者は、法律で守秘義務が課せられている方や個人情報保護を誓約した方となります。

Q 避難支援等関係者とは？

A 避難支援等関係者は、警察、消防のほか、ケアマネジャー、民生委員・児童委員、町会・自治会、社会福祉協議会、高齢者あんしん相談センターなどあなたの避難支援に関わる方々を指します。

Q この制度について詳しい内容が知りたい。

A 市のホームページに詳しい制度内容を掲載しています。

「市HPトップ>もしもの時のために>防災・防犯情報>防災情報>災害に備えて>避難行動要支援者の避難支援について」にアクセスいただくか、右の二次元コードからご確認ください



【お問い合わせ先】

八王子市福祉部福祉政策課 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL : 042-620-7454 (直通) FAX : 042-628-2477

E-mail : b440100@city.hachioji.tokyo.jp

担当：深澤、星野